# 富士市立小中学校
# 適正規模・適正配置基本方針
# を改定しました

## 1 方針改定の背景と目的

### 社会情勢の急激な変化

- 全国的な少子化
  （単学級のある学校数が増加）
- 校舎の改築の必要性
  （半分以上が築40年以上）
- 急速な情報化
- ＡＩ技術の飛躍的な発展
- グローバル化の進展
- 社会的課題の複雑化

### これからの社会を生きる子どもたちに育みたい力

- 自立した人間として、
- 主体的に判断し、
- 多様な人々と協働し、
- 新たな価値や技術を創造する力

この先を見通して、
適正規模・適正配置による
学校再編計画が必要！

【富士市の目指す教育】

**明日を拓く 輝く「ふじの人」づくり**

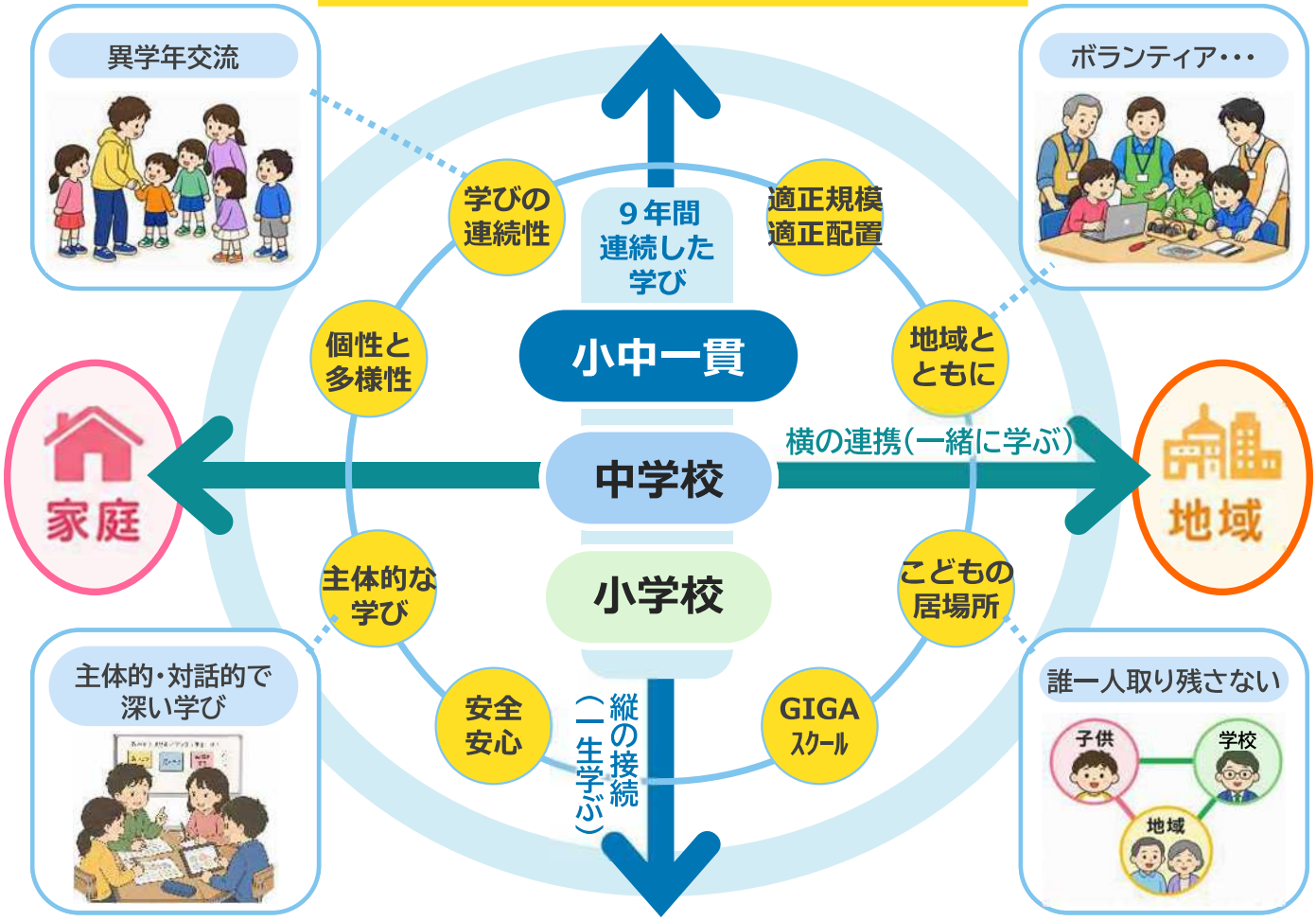

# 2 富士市の学校を取り巻く課題

## ● 児童生徒数の減少［学び合える学校規模の確保］

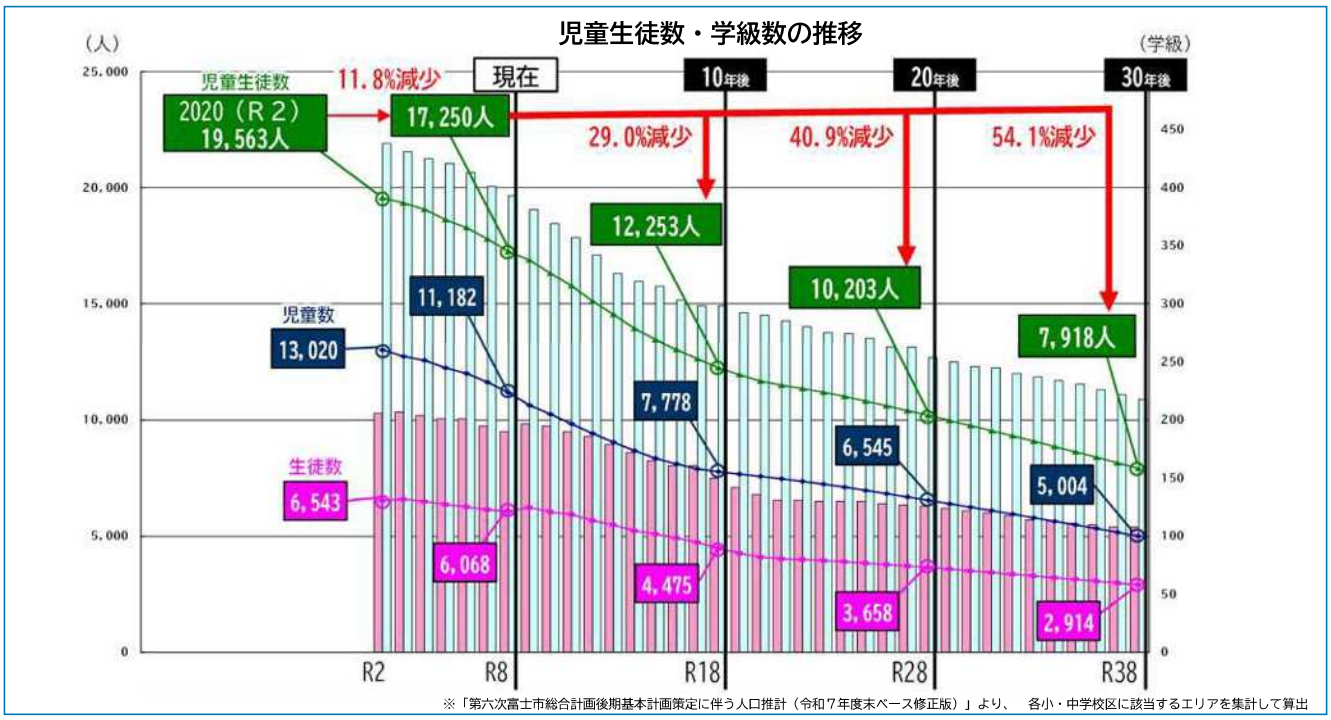


- 市内全体の傾向として、児童生徒数は今後、減少していくことが見込まれています。
- 令和２年度時点の小中学校の児童生徒数は、19,563人でしたが、令和８年度には17,250人となっており、30年後の令和38年度には7,918人まで減少すると推計されています。
- 地域によっては、児童生徒数の減少が特に著しい校区もあります。

## ● 施設の老朽化［環境整備と教育の質の向上］

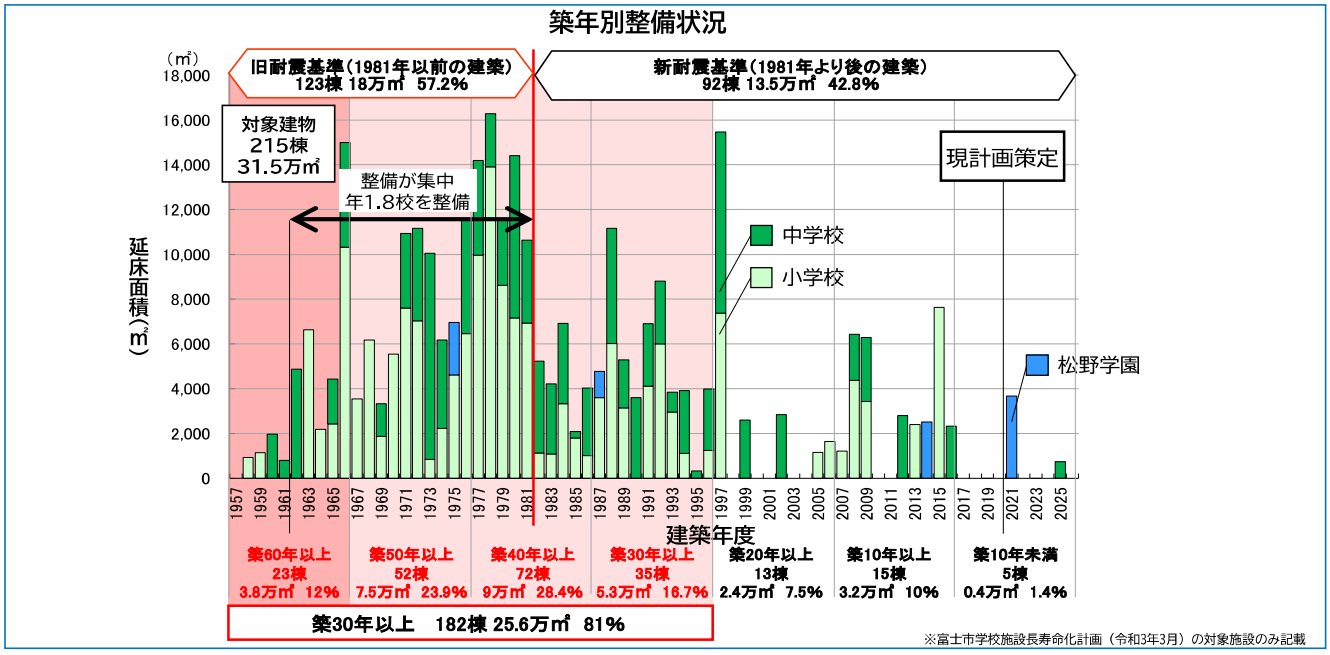


- 市内の学校施設は、対象建物215棟、延床面積約31.5万㎡となっており、このうち旧耐震基準（昭和56年以前）の建物が123棟、約18万㎡を占めています。
- 建築後30年以上が経過した建物は182棟、約25.6万㎡となっており、学校施設の老朽化が進んでいます。
- 躯体（くたい）の健全性調査により８棟（５校）は改築が必要となっています。（富士川第二小は松野学園に建替済）

# 3 望ましい学校規模と配置条件

学校教育では、多様な年代との交流や地域社会との関わりを通して、人間関係の広がりを重視した教育活動を実践していくことも重要であると考えています。こうした教育を推進するためには、一定規模の児童生徒集団を確保し、同世代の他者と学び合う機会を提供するとともに、経験年数や専門性等のバランスが取れた教職員集団を配置できる学校規模を維持することが重要です。

## ● 本市の基準

| | |
|---|---|
| 望ましい小学校の規模 | 12学級以上で24学級を超えない範囲（特別支援学級を除き各学年２～４学級） |
| 望ましい中学校の規模 | ９学級以上で18学級を超えない範囲（特別支援学級を除き各学年３～６学級） |
| 望ましい義務教育学校の規模 | 18学級以上で36学級を超えない範囲（特別支援学級を除き各学年２～４学級） |
| 小学校、中学校及び義務教育学校の配置条件 | 通学距離…小学校はおおむね４km以内、中学校及び義務教育学校はおおむね６km以内 |
| | 通学時間…小学校、中学校及び義務教育学校いずれも、おおむね１時間以内<br>（徒歩、自転車、交通機関等を利用した場合を含めて） |

＜現在の学級数と学校配置＞

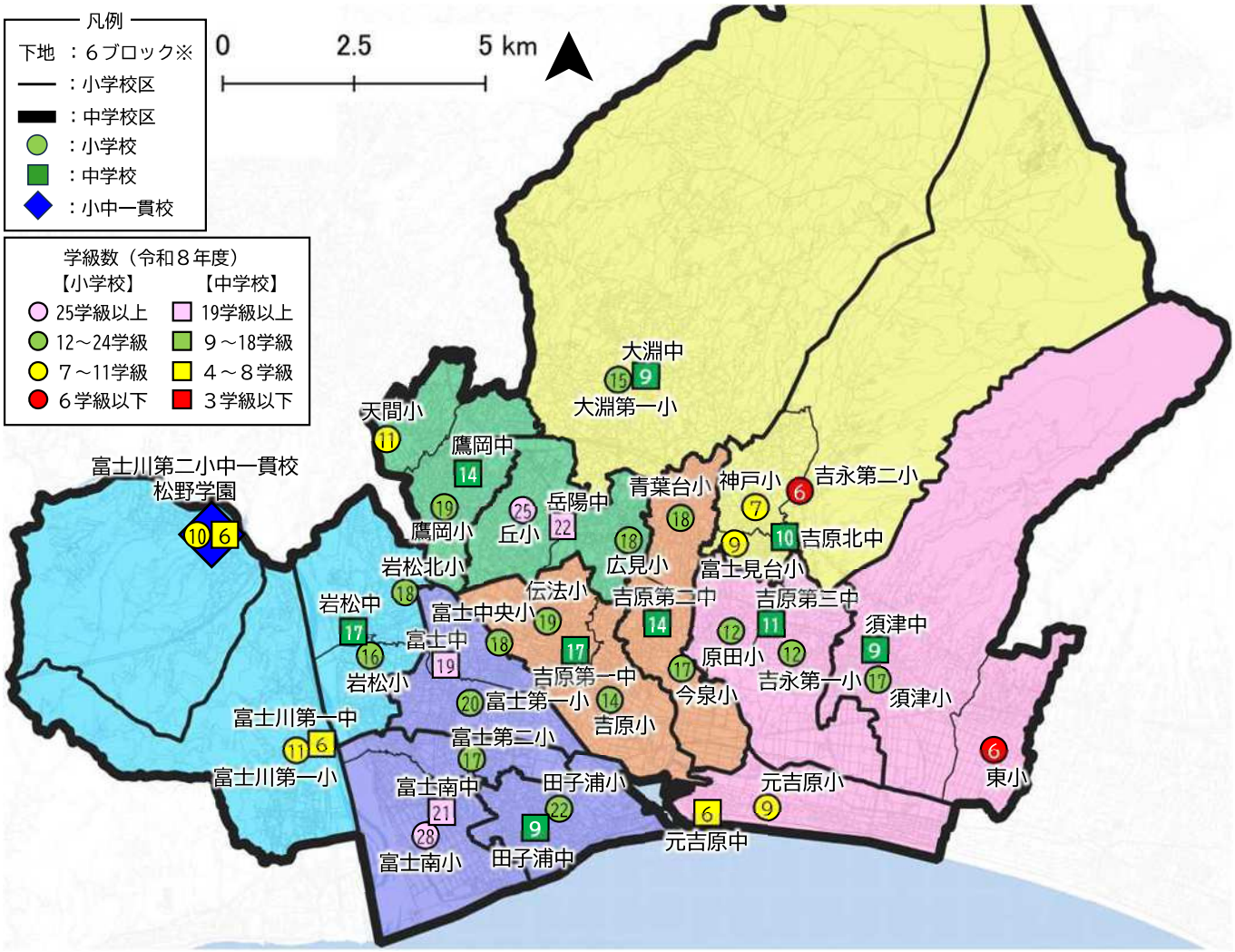


※「新・富士市まちづくり活動推進計画（令和4年）」で設定されている6ブロック

## 4 具体的な方向性（改定のポイント）

- 適正化の検討を学校単位から中学校区単位とし、『当面の間は、現行の中学校区を維持』する。
- コミュニティ・スクールを踏まえた『地域とともにある学校づくり』の視点で検討する。
- 再編する際は、施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校の設置を基本とする。
- １学級当たりの最少人数基準は18人とする。

（１）学校規模の適正化の検討が必要な中学校区について

**ア：早急に検討**
複式学級や18人未満の単学級がある中学校区は、早急に話合いを始め、適正化を検討する。

**イ：できるだけ早く検討**
単学級がある中学校区は、できるだけ早期に話合いを始め、適正化を検討する。

**ウ：将来を見据えて順次検討**
数年後に単学級が見込まれる学校は、将来の児童生徒数を踏まえ、順次適正化を検討する。

（２）将来的な適正化の在り方について

**ア：児童生徒数の増加への対応**
適正規模を超える学校や施設不足が見込まれる学校は、増改築や学区再編などにより、教育環境の整備に努める。

**イ：児童生徒数の減少・老朽化への対応**
施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校において、18人未満の単学級の発生が見込まれる場合や改築時期を迎える場合は、中学校区の再編も視野に入れて検討する。

## 5 適正化の推進に当たって配慮すべき点等

◎ **通学の安全確保と通学支援**
- 適正化後の通学については、通学路の安全対策や安全な通学方法の確保を関係者と連携して進めるとともに、遠距離通学となる場合等は通学費や徒歩以外の交通手段の支援を検討する。

◎ **施設の有効活用**
- 適正化後に活用する施設は、長寿命化改修や改築等により教育環境の充実を図るほか、未活用施設は教育用途以外も含めて、地域の皆さまの意見も伺いながら検討する。

◎ **地域防災機能への配慮**
- 学校配置の適正化に伴う避難所機能等の変更について、代替機能を含めて地域防災力の維持に配慮し、地域の皆さまと協議しながら検討する。

## 6 基本方針改定後のスケジュール

小中学校適正規模・適正配置基本方針（改定版）
**<説明会の実施>**
2026年
10月～11月

→

学校再編計画に関する素案について
**<説明会の実施>**
2027年
秋　頃

→

（仮称）富士市立小中学校再編計画の策定及び学校施設長寿命化計画の改定
2028年３月（予定）

→

中学校区ごとのアクションプランの策定、「（仮称）〇〇学校区の教育を考える会」の設置

増築の場合：開校の５年前を目安
改修の場合：開校の３～４年前を目安

（発行）富士市教育委員会 教育総務課 学校適正配置推進室
ＴＥＬ：0545-55-2760　ＦＡＸ：0545-53-8584　E-mail: ky-tekisei@div.city.fuji.shizuoka.jp